

# 悪質商法トラブルから高齢者を守る！ 架空請求ハガキ

## 「紛争問題確認書」等というハガキは架空請求です！

### 架空請求ハガキの一例

紛争問題確認書

平成25年 (イ) 第123号

この度ご通知致しましたのは、以前貴方が契約されていた訪問販売会社が不足料金ないしは契約違反に対し、同社が管轄裁判所に訴状申し入れされた事を本状にて報告致します。

当センターは御本人様と本件内容の正当性を確認する機関になりますので会社名、訴訟内容の確認は担当職員にて承ります。

しつこい電話勧誘や押しつけ商法等、悪質業者等のご相談も受けつけております。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出廷となります。

尚、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押さえ等をされてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられますので、万が一身に覚えがない場合、早急にご連絡ください。

(受付時間) 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)  
 (お問い合わせ) 03-0000-0000  
 〒116-0001 東京都荒川区00 0-0-00  
 財団法人 全国紛争0000センター

他にも、「通知確認書」等の言葉が使われる場合もある。

請求金額や債務の内容がはっきりしない。



不安をあおる。

至急、連絡させようとする。

公的機関のような名称を使うことで、正式な法的手続きと思わせる。

- ★ よく見ると、変な文面ですが、「裁判」「差押さえ」などの言葉で不安をあおり、連絡をさせようとする手口です。
- ★ 連絡をすると、支払いを強要される場合がありますので、注意が必要です。
- ★ 身に覚えがなくても、絶対に連絡してはいけません！
- ★ 少しでも不安を感じたら、消費生活センターに相談しましょう！



センターに相談してね。

マスコットキャラクター コアラのハッピー

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
 平日 TEL 052-222-9671  
 土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分  
 (土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437 (2014.1)